

出生届の子の名のフリガナについて

戸籍に記載できるフリガナ

令和7年5月26日から、出生届に記入した子の名のフリガナが戸籍に記載されます。

戸籍に記載できるのは、一般の読み方として認められるフリガナです。

- 漢和辞典等に掲載されている読み方
- 漢和辞典等に掲載されていない読み方であっても、文字の音訓または字義との関連性を認めることができる読み方

一般の読み方であることを確認することができない場合、資料の提出を求めることがあります。

出生届出時、名前を決める際に参照した辞典、新聞、雑誌、書籍、その他一般に頒布されている刊行物をご持参ください。

◎ 一般の読み方として認められる読み方の例

1. 部分音訓の例（音読みまたは訓読みの一部を当てたもの）
心愛（ココ・ア）、桜良（サ・ラ）
2. 熟字訓及びそれに準ずるものの例（漢字からなる単語に、熟字単位で訓読み（訓）を当てたもの）
飛鳥（アスカ）、海老（エビ）、乙女（オトメ）、五月（サツキ）、清水（シミズ）、伊達（ダテ）、常盤（トキワ）、日向（ヒナタ）、日和（ヒヨリ）、吹雪（フブキ）、紅葉（モミジ）、弥生（ヤヨイ）、百合（ユリ）
3. 置き字の例（直接読まないもの）
美空（ソラ）、彩夢（ユメ）

◎ 社会を混乱させるものとして認められない読み方の例

1. 漢字の意味や読み方との関連性を認めることができない読み方
「太郎」を「ジョージ」、「マイケル」
2. 漢字に対応するものに加え、これと明らかに異なる別の単語を付加し、漢字との関連性を認めることができない読み方
「健」を「ケンイチロウ」、「ケンサマ」
3. 漢字の持つ意味とは反対になる意味や、読み方から別人と誤解される可能性のある読み方
「高」を「ヒクシ」、「太郎」を「ジロウ」
4. 子の利益に反する読み方

◎ 一般の読み方が確認できない場合

1. 届出人による説明の記載
届出に係るフリガナが一般の読み方であることの説明の記載を求めます。（名付けの由来、根拠とした事項など。）
2. 添付書面の提出（1.で判断できない場合）
辞典、書籍等、刊行物の記載を引用するなど、一般的な読み方であることの説明を記載した書面の提出を求めます。
3. 管轄法務局へ照会（2.で判断できない場合）
届出先の市区町村から管轄法務局に出生届の受理照会を行います。

出生届について

届出期間

生まれた日を含めて14日以内（生まれた日を1日目と数えます。）

14日目が閉庁日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始）の場合は、翌開庁日が届出期限となります。

届出地

住所地、本籍地、出生地のいずれかの市区町村

大崎市の届出窓口は、市民課または各総合支所市民福祉課です。

※お子さんの児童手当などの手続きが必要なため、できるだけ住所地へ届出をしてください。

※住所地以外で届出をするときは、お子さんの住民票が作られるまでに日数がかかり、お子さんに関するサービスがすぐに受けられない場合があります。あらかじめ住所地の市区町村にご相談ください。

届出人

生まれたお子さんの父または母

必要なもの

1. 出生届書

お子さんが生まれた後に出産した病院から交付されます。

届書の右側半分は医師または助産師が作成した出生証明書となっています。

左側半分にお子さんのお名前などを届出人となる父または母が記入してください。

※右側の出生証明書の欄は、医師または助産師が書く欄ですので、届出人は記入しないでください。

2. 母子健康手帳

母子健康手帳内の証明欄に出生届出があったことの証明を行います。

◎ 出生に伴う主な手続きについて

お子さんの児童手当や子ども医療費助成の手続きをされる方は、申請者となる父または母の健康保険証情報ができるもの、申請者名義の金融機関口座ができるものをご持参ください。

※児童手当は、父母のうち所得の高い方が申請者となります。

◎ 令和7年12月から窓口受付時間に変更になりました

令和7年12月から、市役所本庁舎1階フロアおよび各総合支所市民福祉課の市民課業務（マイナンバーカードに関する手続き、証明発行、住民異動など）に関連する窓口受付時間を変更しました。

つきましては、出生届出は午後4時までにお越しくださるようご理解とご協力をお願いいたします。

午後4時以降に出生届出をする方は、出生に伴う児童手当や子ども医療費助成などの手続きは、後日、平日に再来庁していただく場合があります。

【問い合わせ先】

大崎市民生部市民課戸籍担当

電話 0229-23-2109

Email shimin@city.osaki.miyagi.jp